

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| 資料番号 | 33 | 担当課 | 障がい福祉課 | | |
|--|---------------|------|--------|--------------|--------------------|
| 法令名 | 社会福祉士及び介護福祉士法 | 根拠条項 | 附則第16条 | 不利益処 分の種類 | 登録研修機関の登録の取消し 等 |
| ○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) | | | | | |
| 附 則 (登録の取消し等) | | | | | |
| 第16条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 | | | | | |
| (1) 附則第7条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 | | | | | |
| (2) 附則第11条から第13条までの規定に違反したとき。 | | | | | |
| (3) 前2条の規定による命令に違反したとき。 | | | | | |
| (4) 附則第18条において準用する第17条の規定に違反したとき。 | | | | | |
| (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。 | | | | | |
| (帳簿の備付け等) | | | | | |
| 第17条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。 | | | | | |
| 附 則 (欠格条項) | | | | | |
| 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 | | | | | |
| (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 | | | | | |
| (2) この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 | | | | | |
| (3) 附則第16条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 | | | | | |
| (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの | | | | | |
| (変更の届出) | | | | | |
| 第11条 登録研修機関は、附則第8条第2項各号(第1号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 | | | | | |
| (業務規程) | | | | | |
| 第12条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程(次項において「業務規程」 | | | | | |

という。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第13条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(適合命令)

第14条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第15条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第10条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第18条 第17条、第19条及び第20条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第17条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第19条及び第20条第1項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。